

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 5 月 7 日 (火) 第512号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 指定希少野生動植物の指定案 (自然保護課取扱い) 1
- 指定外来動植物の指定案 (自然保護課取扱い) 2
- 管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課取扱い) 3
- 毒物劇物取扱者試験委員設置規程の一部を改正する規程 (※) (薬務課取扱い) 3
- 牛根麓地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧 (漁港漁場課取扱い) 4
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 4
- 公共測量の終了 (4件) (監理課取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2件) (北薩地域振興局取扱い) 5
(始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 5

公 告

- 令和6年度毒物劇物取扱者試験公告 (薬務課取扱い) 5

教 育 委 員 会 告 示

- 指定文化財の指定の解除 (文化財課取扱い) 7
- 指定文化財の指定 (文化財課取扱い) 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 9

正 誤

- 鹿児島県公報第502号の14 (令和6年3月29日付け) の一部訂正 (※)
(中小企業支援課取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第393号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例 (平成15年鹿児島県条例第11号) 第9条第1項の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する希少野生動植物

分 類	種 名 (和名)	種 名 (学 名)	科 名
動 物	コウナガカワスナガニ	<i>Moguai elongatum</i>	ムツハアリア ケガニ科
動 物	ヨウナシカワスナガニ	<i>Moguai pyriforme</i>	ムツハアリア ケガニ科

2 指定の理由

当該種は、個体数の著しい減少及び生息地の減少によりその存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要があるため

3 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、令和6年5月7日から同月21日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）

鹿児島県告示第394号

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号）第7条第1項の規定による指定外来動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

令和6年5月7日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する外来動植物

外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
キダチチョウセンアサガオ属の全種	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準（令和元年10月29日鹿児島県告示第461号。以下「適合飼養等施設の基準」という。）に定める屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設
ナイルティラピア	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や稚魚等が流出しないよう過後に排水を行うこと。 (4) 終生飼養に努めること。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
モザンブークティラピア	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や稚魚等が流出しないよう過後に排水を行うこと。 (4) 終生飼養に努めること。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
ジルティラピア	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、

		(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や稚魚等が流出しないよう過後に排水を行うこと。 (4) 終生飼養に努めること。	人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
--	--	--	---------------------------

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、この告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事の指定の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）

鹿児島県告示第395号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により管理理容師資格認定講習会を、美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和 6 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター
 東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号JMFビル笹塚01 8階

2 講習日程

令和6年11月18日（月）、同月25日（月）及び同年12月2日（月）

3 講習会場

鹿児島県市町村自治会館
 鹿児島市鴨池新町7番4号

4 講習科目及び講習時間数

- (1) 管理理容師資格認定講習会
 - 公衆衛生 4時間
 - 理容所の衛生管理 14時間
- (2) 管理美容師資格認定講習会
 - 公衆衛生 4時間
 - 美容所の衛生管理 14時間

5 受講料

20,000円

6 受講申込先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
 福岡市博多区千代一丁目2番4号福岡生活衛生食品会館3階
 電話番号 092-632-4501

鹿児島県告示第396号

毒物劇物取扱者試験委員設置規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和 6 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

毒物劇物取扱者試験委員設置規程の一部を改正する規程

毒物劇物取扱者試験委員設置規程（昭和24年鹿児島県告示第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「くらし保健福祉部長」を「保健福祉部長」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 7 日から施行する。

鹿児島県告示第397号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により牛根麓地区特定漁港漁場整備事業計画（令和 2 年 5 月 22 日鹿児島県公報第108号の 3 登載）を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 縦覧期間

令和 6 年 5 月 7 日から同月 26 日まで

2 縦覧場所

鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課並びに垂水市役所水産商工観光課

鹿児島県告示第398号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 6 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1295号	令和12年6月14日	炭酸カルシウム肥料	島の宝	アルカリ分50.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	和泊町	大島郡和泊町和泊10番地

鹿児島県告示第399号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から令和 5 年 8 月 18 日鹿児島県告示第649号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 3 月 4 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第400号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から令和 6 年 3 月 26 日鹿児島県告示第246号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 3 月 25 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第401号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、熊毛支庁長から令和 5 年 10 月 3 日鹿児島県告示第750号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 3 月 12 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第402号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、熊毛支庁長から令和5年10月3日鹿児島県告示第751号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月12日終了した旨の通知があった。

令和6年5月7日

鹿児島県知事 塩田康一

北薩地域振興局告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年5月7日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ことばの教室そらまめキッズいずみ	出水市中央町1118	株式会社スカイメディケアラボ	薩摩川内市隈之城町1475番地9	久保田 空	令和6年4月1日	児童発達支援・放課後等サービス

始良・伊佐地域振興局告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年5月7日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援事業所 sumire	霧島市霧島大窪389番地4	特定非営利活動法人ふたつのはな	霧島市霧島大窪389番地4	安達 敦子	令和6年1月1日	児童発達支援

始良・伊佐地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和6年5月7日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひまわりファーム	霧島市国分重久5866番地1	株式会社サン・スマイルフーズ	霧島市国分重久5866番地1	竹ノ内小夜子	令和6年1月1日	就労継続支援B型

公 告

令和6年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和6年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和6年5月7日

- 1 試験の日時
 - (1) 試験の期日
令和 6 年 8 月 6 日 (火)
 - (2) 試験の時間
午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
ホテル自治会館 (鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号)
- 3 試験の区分等

試験の区分	試験の種類	試験を行う事項
一般毒物劇物取扱者試験 農業用品目毒物劇物取扱者試験 特定品目毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規 2 基礎化学 3 毒物及び劇物 (農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則 (昭和26年厚生省令第 4 号。以下「省令」という。)別表第 1 に掲げる毒物及び劇物, 特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 2 に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法
	実地試験 (試験では実物は使用しない。)	毒物及び劇物 (農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 1 に掲げる毒物及び劇物, 特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 2 に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
10,700円
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 個人番号を記載していない住民票の写し (戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限り。)
 - ウ 履歴書 (学歴, 職歴等を記入したもの)
 - エ 写真 (出願前 6 月以内に撮影した縦 5.5センチメートル, 横 4.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので, 裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)
 - オ 試験手数料 (10,700円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼って提出すること。ただし, 送付の方法により受験願書を提出する者で, 鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあつては, 鹿児島県収入証紙に代えて10,700円分の普通為替証書を同封することができる。なお, 提出書類等を受理した後は, 試験手数料は返還しない。)
 - (2) 提出書類等の提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住する者	鹿児島県保健福祉部薬務課 (鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577)
上記以外の者	その者の住所地を所轄する保健所

- 7 提出書類等の受付期間
令和 6 年 6 月 3 日 (月) から同月 14 日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお, 送付の方法により提出する場合は, 令和 6 年 6 月 14 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部薬務課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、94円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、令和 6 年 9 月 6 日（金）午前 10 時から午後 5 時 15 分までの間、鹿児島県保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

10 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県保健福祉部薬務課（電話 099-286-2111 内線 2807）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 受験願書の本籍（都道府県名のみ）、氏名及び生年月日の欄は、戸籍記載のとおり記入すること。

(3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

(4) 受験票は、受験願書を受理した後、受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 3 号

鹿児島県文化財保護条例（昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号）第 26 条第 5 項の規定に基づき、次の表に掲げる鹿児島県指定無形民俗文化財の指定は、令和 6 年 3 月 21 日付けで解除されたものとなるので、同条第 7 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 5 月 7 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

無形民俗文化財

名 称	所 在 地	所有者又は管理者等	指 定 告 示
川内大綱引	薩摩川内市	川内大綱引保存会	平成 18 年 4 月 21 日 教育委員会告示第 7 号

鹿児島県教育委員会告示第 4 号

鹿児島県文化財保護条例（昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号）第 4 条第 1 項及び第 25 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる文化財を鹿児島県指定有形文化財及び鹿児島県指定無形民俗文化財に指定する。

令和 6 年 5 月 7 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

有形文化財（建造物）

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者等	備 考
ほうまんじんじやほんでん 宝満神社本殿	熊毛郡南種子 町荃永 3786 番 地	宝満神社	宝満神社本殿は、平面形式が正面一間 一戸の流造で、側面は内側中程に半柱 を立て、壁と扉を付けて内陣を作る種子 島特有の一間社流造である。建築年代 は、落成日を記した墨書板を根柢に、明 治 32 年としている。本殿は、覆屋に守 られている。 本殿内部を前後に分割し、前部は開放 して鏡等を置いて神事に利用し、後部を

			神域としている。神社建築において、平面形式が、種子島に特有の存在であり貴重である。また、宝満神社本殿の様式が、西之表の王之山神社に引き継がれていると考えられ、島内の社殿との類似性は、様式の伝播を考える上で貴重で、建築的価値は高く評価できる。
--	--	--	--

無形民俗文化財

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者等	備 考
楠川盆踊り <small>くすがわぼんおど</small>	熊毛郡屋久島 町楠川	楠川盆踊り 保存会	<p>楠川では、「ヨイヤサ」の呼称で親しまれており、「先回し（庭入り・ヨイヤサ）」、「四つ竹踊り」等の組踊りである。江戸後期ごろから踊られていたが、戦後一時中断し、昭和40年代半ばに復活した。</p> <p>現在は、8月13日、15日に行われており、このうち13日の踊りは、1年以内に亡くなった人の冥福を祈るために「施餓鬼棚」<small>せがが</small>を設けた本蓮寺境内で仏様や、屋久島の御嶽に向かって踊られるものである。</p> <p>芸能的特長は姿勢が低く、同じ側の足と手を揃えるなどの古態が残り、持ち物の動きに合わせて視線が必ず手の先に集中していく踊りであることも注目される。</p> <p>また、盆踊り唄全体に屋久島島民たちの江戸時代以後の沖縄や長崎、伊勢、鹿児島などの交流の歴史が表れており、屋久島の山への信仰と海での活動を伝える貴重な踊りといえる。</p>
徳之島の餅もらい行事 <small>とくのしまもち きょうじ</small>	大島郡徳之島 町尾母・花徳 （上花徳、前 川）・手々、 天城町西阿木 名、伊仙町犬 田布（東犬田 布）	尾母青年団、 上花徳女性 団体連絡協 議会、前川 女性団体連 絡協議会、 手々区民芸 保存会、西 阿木名民謡 保存会・西 阿木名子ど も会、東犬 田布集落	<p>餅もらい行事は、五穀豊穡や集落の繁栄を願い、唄い踊りながら集落内や家々を回り、餅や菓子をもろう行事である。奄美諸島以南に点在し、中でも徳之島ではアキムチ、ムチタボレ、イッサンサンなど様々な名称で各集落に行事が伝承されている。</p> <p>唄い踊りながら集落を回り、餅や菓子をもろうという共通点はあるながらも、案山子様の人形を用いたり、仮装をしたりと衣装や唄が各集落で異なっている。また、子どもが中心であったり、青年団が中心であったりと、行事の形態は各集落での独自性が認められる。時代に合わせて変化しながらも、集落住民全体が参加者となって継承されていることは重要である。また、個別の唄や踊りが芸能的な価値を有することに加え、集落住民の</p>

		結びつきを深める行事となっており、地域の特徴を示す貴重な行事である。
--	--	------------------------------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第50号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和6年5月7日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pリング 呪いの7日間3 Light J V Z	株式会社J F J	410140
ぱちんこ遊技機	e 北斗の拳10GHEG	株式会社銀座	410164
回胴式遊技機	L A-SLOT+このすば FX	株式会社ロデオ	4S0262
回胴式遊技機	Lスロット ゾンビランドサガA1	株式会社大都技研	3S1702

正 誤

令和6年3月29日付け鹿児島県公報第502号の14中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
14	上から3行目	0.3パーセント	0.45パーセント
	上から7行目	0.1パーセント	0.25パーセント
	上から11行目	0.3パーセント	0.45パーセント
	上から15行目	0.3パーセント	0.45パーセント